

事務連絡
令和2年4月16日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについての一部改正について

新型コロナウイルス感染症に関して小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いをお願いしていたところですが、現下の状況に鑑み、下記のとおり、臨時的な取扱いを1ヶ月延長することとするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて」（令和2年3月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）中、「令和2年4月末」を「令和2年5月末」と改めるものとする。

新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて（令和2年3月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

読み替え後	読み替え前
<p data-bbox="226 405 1106 469">新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて</p> <p data-bbox="163 507 1115 815">小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」（平成18年3月15日保発第0315001号）及び「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」（平成18年3月15日保医発第0315001号）（以下、両通知を合わせて「通知」という。）により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。</p> <p data-bbox="622 855 656 884">記</p> <p data-bbox="163 927 1115 1091">小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の療養費の支給対象は、通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から令和2年5月末までに9歳となる者が保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を令和2年5月末までに受けた場合は、通知による支給対象年齢にかかわらず、療養費の支給対象とすることは差し支えない。</p> <p data-bbox="163 1099 1115 1198">なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた臨時的なものであることから、この取扱いを含め、引き続き関係通知等を遵守し療養費支給の適正化に努めるものであること。</p>	<p data-bbox="1205 405 2085 469">新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて</p> <p data-bbox="1144 507 2096 815">小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」（平成18年3月15日保発第0315001号）及び「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」（平成18年3月15日保医発第0315001号）（以下、両通知を合わせて「通知」という。）により取り扱っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。</p> <p data-bbox="1603 855 1637 884">記</p> <p data-bbox="1144 927 2096 1091">小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の療養費の支給対象は、通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から令和2年4月末までに9歳となる者が保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡等の作成指示を令和2年4月末までに受けた場合は、通知による支給対象年齢にかかわらず、療養費の支給対象とすることは差し支えない。</p> <p data-bbox="1144 1099 2096 1198">なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた臨時的なものであることから、この取扱いを含め、引き続き関係通知等を遵守し療養費支給の適正化に努めるものであること。</p>